平成２３年（フ）第１４２号
福井県坂井市丸岡町栄２丁目341番地
債務者　武曽　洋則
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
福井県坂井市丸岡町栄２丁目341番地
債務者　武曽登喜子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
福井県越前市平出１丁目９番40号
債務者　芹川　清代
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
福井県坂井市春江町江留上錦32番地　ルミナス・ナカジマＡ―202号
債務者　加藤三枝子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福井県三方上中郡若狭町相田第45号４番地
債務者　野村　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３７号
福井県敦賀市沓見139号20番地の１
債務者　丸川　**皿**郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３８号
福井県敦賀市本町１丁目５番27―302号
債務者　飛田　　実
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１５５７号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘１棟501号
債務者　ＨＡＳＥＢＥ　ＣＲＩＳＴＩＡＮＡ　ＭＵＲＡＭＡＴＳＵ
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２号
兵庫県伊丹市北野１丁目79番地　市営長尾住宅３号館309号
債務者　幸田多美子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目179番地
債務者　髙田　和志
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目179番地
債務者　髙田　晃代
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４４号
兵庫県宝塚市安倉西４丁目602番地　ＡＫＵＲＡⅡ304
債務者　安田　紘子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目10番１―104号、前住所大阪府寝屋川市打上宮前町７番３号
債務者　湊　　俊彦
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０４号
兵庫県西宮市南甲子園３丁目８番20号
債務者　向井あゆ美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目15番５―504号
債務者　山本富美子こと　趙　富美子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５３号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番26号　プリンス立花Ａ―103
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅１―104号室
債務者　杉山　順子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
徳島県阿南市七見町中居内281番地
債務者　幸田由岐夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部